源泉部会部会報　第177号　令和7年5月1日
荒川法人会　源泉部会

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和７年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和７年度税制改正大綱より）。 法人会では、昨年９月に「令和７年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

１．法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・中小法人に適用される軽減税率の特例１５％を本則化すべきである。また昭和５６年以来、８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも１，６００万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和７年３月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることのないよう配慮すること。	・中小法人に適用される軽減税率の特例１５％について、次の見直しが行われた上で、適用期限が２年間延長されました。 イ 所得の金額が年１０億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年８００万円以下の金額に適用される税率が１７％に引き上げられました。 ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

２．中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和７年３月末日となっている適用期限を延長すること。	・中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が２年間延長されました。

３．中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和７年３月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が７％以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及び

4ページに続く

荒川税務署からのお知らせ

業務センター（分室）への郵送等に関するお願い

東京国税局において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化(※)」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではございません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
  - 郵送により提出する場合は、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」の対象署に対応する業務センター（分室）へ郵送願います。

- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センター（分室）へ直接持ち込むことはできません。

- 業務センター（分室）では、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。

- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センター（分室）では行っておりません。

- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※)　「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

別紙

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和７年３月現在、令和７年７月10日以降）

都道府県	内部事務のセンター化の対象署		拠点の名称	郵送で申告書等を提出する場合の郵送先住所
	令和７年３月現在	令和７年７月10日以降		
東京都	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	小石川、本郷、東京上野、浅草 本所、向島、**江戸川北**、**江戸川南**	東京国税局業務センター	〒110-8655 台東区池之端１丁目２番22号　上野合同庁舎 東京国税局業務センター
	麹町、神田、日本橋、京橋、四谷、新宿 大森、雪谷、蒲田、中野、杉並、荻窪	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、**麻布**、 四谷、新宿、大森、雪谷、蒲田、中野 杉並、荻窪、**王子**、**板橋**、**練馬東**、**練馬西**	東京国税局業務センター 大手町分室	〒100-8156 千代田区大手町１丁目３番３号　大手町合同庁舎３号館 東京国税局業務センター大手町分室
	芝	―	東京国税局業務センター 芝分室	**令和７年７月10日をもって東京国税局業務センター大手町分室に統合しますので、同日以降の郵送先は、東京国税局業務センター大手町分室となります。** 〒108-8412 港区芝５丁目８番１号 東京国税局業務センター芝分室
	渋谷	渋谷	東京国税局業務センター 渋谷分室	〒150-8060 渋谷区宇田川町１番10号　渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター渋谷分室
	足立、西新井、葛飾	**荒川**、足立、西新井、葛飾	東京国税局業務センター 葛飾分室	〒124-8705 葛飾区立石８丁目31番６号 東京国税局業務センター葛飾分室
	八王子、青梅、武蔵府中、日野	八王子、青梅、武蔵府中、**町田**、日野	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	〒183-8510 府中市本町４丁目２番地 東京国税局業務センター武蔵府中分室
	江東西、江東東	江東西、江東東	東京国税局業務センター 江東東分室	〒136-8506 江東区亀戸２丁目17番８号 東京国税局業務センター江東東分室

注　**下線太字**は、令和７年７月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	その附属設備並びにソフトウエアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が２年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が２年間延長されました。

４．企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成２８年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和７年３月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が３年間延長されました。

[事業承継税制]

１．相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・令和６年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和８年３月末日まで２年間延長されたが、制度の適用期限（令和９年１２月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において３年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を３年程度延長すべきである。	・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

[その他]

１．「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・所得税の基礎控除について、合計所得金額が２，３５０万円以下である個人の控除額が１０万円引き上がり、５８万円となりました（年収２００万円以下は３７万円上乗せ）。なお、２年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は、㋑年収２００万円超４７５万円以下は３０万円、㋺４７５万円超６６５万円以下は１０万円、㋩６６５万円超８５０万円以下は５万円）。 ・給与所得控除の最低保障額について、１０万円引き上がり、６５万円となりました。

お問い合わせ先	公益社団法人 荒川法人会 事務局　担当者：中 平 智 子 ☎０３－３８９３－９８３６